

このたび、全国市長会の推せんによりアメリカ、ヨーロッパの各都市の上層部の市行政について、40日にわたり勉強してまいりましたが、見るもの聞くものがすべてはじめてのことばかりと、毎日の日程が盛りだくさんで、まったく面喰ってしまいました。

一行19名（うち市長が13名）の中には男鹿の市長さんもおりましたので、たいへん心強く旅行ができました。

9月24日朝、羽田空港を出発して、常夏の国、ハワイへ向いました。以前は、プロペラ機で13時間かかったものが、今は、ジェット機で、高度1万メートルの上空を時速1,000キロの速さで飛び、6時間でハワイに着きます。

ハワイからサンフランシスコに入りアメリカ大陸への第一歩を印しましたが、まず最初に、アメリカの広大さが強く感じられました。滞在日数は、アメリカがいちばん長かったので比較的多くの都市を視察することができましたが、アメリカの市行政は、日本の会社組織のような機構で、その運営も一様ではありません。これは、各都市が独自で法律をつくって

いるためです。それぞれの都市を訪問すると、きまったように、その都市の裁判所、警察署、消防署を見せられました。これらはいづれもその都市の支配下にあるためです。

アメリカからロンドンに渡りましたがここでは約2時間より時間がなく素通りしたようなものでした。

パリはきれいな街ですが駐車場が少な

アメリカ、ヨーロッパ の視察旅行から 市長

く、車が道路にずらりと並んでいることにはおどろきました。またフランスでは英語が通用しません。フランス人気質とでもいうものか頑固に英語を使いません。ベルリンは、第二次世界大戦の市街戦のあとがそのまま復興されずに残っていました。東西に分れたドイツの姿には強く考えさせるものがあります。

風光明眉なスイスは、世界一生活程度

の高い文明国です。

ローマは、昔の王国のはかり知れない勢力がうかがわれるところです。至るところ古い建物ですが、ローマは、一木一草に至るまで、すべてが歴史的な遺跡ですから、古い建物を造りなおすことができないそうです。

アメリカからヨーロッパに渡って感じたことは、アメリカ人の派手さに対してヨーロッパ人は非常に地味だということです。また、アメリカは活力にあふれた若者のようであり、ヨーロッパは渋い老人のような感じます。

こうして、各国をまわって11月2日帰国しましたが、訪問した各都市の規模が日本と比較した場合、あまりにも差がありすぎるので、どの部分をどのようにあてはめるかいうと、ちょっと考えさせられることばかりです。

以上、紙面の都合でとりとめののいたことを書きましたが、くわしいことは機会あるごとにご報告申し上げることにし、このたびの旅行に寄せられました市民のみなさまのご厚意に対して厚くお礼申し上げます。

みんなで楽しい冬休みにしよう

小、中学生の冬休みが26日から始まりますが、年末のあわただしさから、非行少年がふえる時期です。また、寒い季節でもありますので、お子さまを病気から守り、明るく健康で楽しい冬休みになるように、次のことについてご協力くださるようお願いいたします。

◇規律ある生活態度を心がける

- ・起床、就寝、勉学、帰宅等の時間をまもる。
- ・うがい、手洗い等を励行する。
- ・暴飲、暴食をしない。
- ・夜間の一人あるきをしない。

◇豊かな心情を育てよう

- ・長期継続観察や飼育をする。
- ・記録、作文、書画に親しむ。
- ・適切に、推せん映画、演劇を鑑賞しまた音楽を聞き読書をする。

◇規則を守って安全を確保する

- ・歩行、自転車等の交通規則をまもる
- ・マツチ、タバコ、刃物、空気銃等を

持たない。

- ・道路で遊ぶことをやめる。

少年の非行について

年々増えつつある少年非行の問題は、今や社会の大きな関心事となっています。昭和37年の刑法犯の状況をみると、いちばん多いのが窃盗、ついで業務上過失致死傷、恐かつ、暴行、強かん、強盗詐欺などの順になっており、このうち、窃盗を除く行為は全般的に横ばいないし減少の傾向にあります。これを、昭和36年と比べてみると、増加しているのは年少少年の犯罪だけで、中間少年、年長少年はいずれも減少しております。

また、少年の道路交通事件の増加は、最近の急激な車の増加にともなう成人にも共通の現象であります。その傾向はいままで大都市に多かったものが、最近では地方の中小都市にも急に増えてきていることは注目に値することです。最近の少年非行の特徴として、年少少

◇縦や横の連絡を密にする

- ・学校や家庭、町内会、PTA、その他各種団体機関等の緊密な連絡、処置をとる。

年の非行、学生非行、累犯少年（2度以上犯罪を犯した少年）や集団非行が増えています。

集団非行については、非行少年の半数近くが共犯関係にあるほか、その内容をみると、単独で非行を行なっている場合でも、何らかの形において不良集団を背景としたり、その影響をうけていると認められるものが少なくありません。したがって、従来の個別的処遇に合わせて集団に対する特別の配慮が必要となってきました。

こんにち、家庭裁判所に課せられた大きな問題は、年少少年に対していかに適切な処遇を行なうかということでありす。家庭裁判所がとりうる保護処分による処遇は、その種類、施設の数、内容からしてきわめて困難な状況であります。ここに家庭裁判所における試験観察や不処分などにとりうる保護的措置が広く活用されなければならない理由があります。これらの保護的措置には、家庭や学校の環境調整も含まれております。年少少年に対する保護的措置の活用こそ「早期治療」という少年保護の眼目につながるものといえましょう。

〃資料提供〃秋田 地方 家庭 裁判所大館支部

みんなで明るいお正月を

23日まで「才末たすけあい運動」

生活に困っている不幸な人たちが、明るいお正月を迎えることができるように1世帯20円以上のご協力をいただきたく、民生委員または行政協力員が募金にあがりますから、よろしく願ひいたします。